

第29回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年11月25日（木）

始良中央合併協議会終了後

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 その他
 - (1) 今後の進め方について
 - (2) 再協議が必要な事項について
(合併の期日を変更することにより合併協定項目の内容を変更する必要があるもの)
 - ・ 合併の期日について（協定項目2）
 - ・ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9）
 - ・ 地方税の取扱いについて（協定項目10）
 - ・ 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21）
 - ・ 納税関係事業の取扱いについて（協定項目25-5）
 - ・ その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目25-27-④）
(その他の理由により合併協定項目の一部内容を変更する必要があるもの)
 - ・ 新市の事務所の位置について（協定項目4）
 - ・ 町名・字名について（協定項目19）
 - ・ 男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目25-1）
 - ・ 児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目25-13-②）
 - (3) 次回の会議日程等について
- 5 閉 会

会 議 出 席 者

有村	久行委員	石田	與一委員
福島	英行委員	徳永	麗子委員
前田	終止委員	永田	龍二委員
吉村	久則委員	松山	典男委員
小原	健彦委員	岩崎	薩男委員
西村	新一郎委員	狩集	玲子委員
有光	謙二委員	砂田	光則委員
池田	靖委員	松永	讓委員
徳田	和昭委員	児玉	實光委員
川東	清昭委員	原田	統之介委員
常盤	信一委員	八木	幸夫委員
黒木	更生委員		
尾崎	東記代委員	代理出席	
稲垣	克己委員	中村忠雄	
川畑	征治委員		
諏訪	順子委員		
松枝	洋一郎委員		
秋峯	イクヨ委員		
今島	光委員		
延時	力蔵委員		
道祖	瀬戸謙二委員		
原	京子委員		
山口	茂喜委員		
湯前	則子委員		
脇元	敬委員		
榎木	ヒサエ委員		
上村	哲也委員		
新村	俊委員		
宮田	揮彦委員		

会 議 欠 席 者

津田和 操委員
笹峯 護委員
川畑 繁委員
木場 幸一委員
浦野 義仁委員
小久保 明和委員
西 勇一委員
今吉 耕夫委員
東鶴 芳一委員
森山 博文委員
大庭 勝委員
林 麗子委員

「開 会 午後 1時51分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、皆様時間になりましたので、ただいまから第**29**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。一同礼。本日の出席者は**40**名で定足数を満たしておりますので、会議の成立を報告いたします。なお、本日は、笹峯委員、川畑繁委員、木場委員、浦野委員、西委員、小久保委員、今吉委員、森山委員、東鶴委員、大庭委員、林委員から欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

改めまして皆さんこんにちは。ただいまから第**29**回目の始良中央地区合併協議会を開催させていただきます。委員の皆様方にはどうかよろしくお願いをいたします。先ほど1市5町の協議会のあいさつの中で溝辺町の住民投票の結果につきましては触れましたが、改めて溝辺町の委員の方々、併せて住民の皆様、大変ご苦労さまでございました。この間いろいろと心配をされたと思いますが、非常に高い成立要件でございましたが、この厳しい成立要件をクリアされたということは、溝辺町の民意として1市6町の合併を選択されたものと重く受け止めているところでございます。今後は住民の皆様にも望まれる1市6町の合併の実現に向けて協議会としても対応していかなければならないものと思っております。ご案内のとおり、既に1市6町の合併協議会は8月に休止の状態となつてから、1市5町の協議会を新たに立ち上げ始良中央地区の合併に向けた協議が継続できるよう取り組んできたところでございますが、有村町長さんからは1市5町の協議の結果については尊重したいと前もって伺っているところでございますが、本日は後ほど溝辺の町長さんからお話を伺いたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。なお、本日は始良中央地区にとりまして最も望ましいこの1市6町の協議会を再開することになりますが、再開するにあたりましては、今後の進め方、調印式のおおむねの出席の予定している方々のことなども含めてご説明、それから再協議に必要な事項、これは**12**月7日に予定されている次の協議会において円滑に協議をしていただき、ご理解の上決定をしていただきやすいように本日は再協議が必要な項目を挙げまして事前の説明を事務局から行わせるといたしておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、始良中央地区合併協議会規約に基づきまして鶴丸会長が議長を務めて進行いたします。会長よろしくお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、しばらくの間会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様の活発なご意見・ご協力をよろしくお願いをいたします。ここでまず最初に委員の皆様

にお諮りをしたい件がございます。本日欠席をされておられる隼人町長の津田和委員から1市5町の協議会の時と同様に隼人町長の代理として中村助役が協議会に出席することについてお願いがあったところでございます。そのお願いにつきましては後ほど事務局の方から朗読をさせていただきますが、隼人町長が復帰をされるまでの間、町長の代理として中村助役に委員として出席を認めていただきたいと思います。その前にその町長のお願いにつきまして事務局の方からちょっと読んでいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、朗読をさせていただきます。始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人殿、隼人町長津田和操、始良中央地区合併協議会の代理人の出席について、8月12日の第28回協議会以来約3か月半ぶりに1市6町始良中央地区合併協議会が開催されることとなりましたが、私津田和操隼人町長は9月の不慮の事故の入院のために1市5町始良中央合併協議会においては中村忠雄助役を私の代理として出席させることを委員の皆様にご承認いただき、本日11月25日の第6回協議会まで出席させていただいたところであります。この間多くの協定項目が協議され、承認されたところでもあり、委員の皆様のご努力に対しまして深く敬意を表するものでございます。私は現在リハビリに懸命に取り組んでいるところではあります。いましばらく職務復帰には時間がかかりそうでございます。つきましては、甚だ恐縮でございますが、始良中央地区合併協議会規約第20条により引き続き私の代理人が（中村忠雄助役でございますが）協議会へ出席することについて協議会会議にお諮りいただき、善処くださいますようお願いするものでございます。何とぞよろしくお取り計らいください。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま津田和委員からのご要請を朗読させていただきましたが、町長の代理として中村助役に委員として出席を認めるということではいかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございます。それでは、本日からそのような取り扱いをさせていただきます。どうぞ中村助役さん、津田和委員の席にご着席をお願いいたします。（「どうぞよろしく願いいたします。」と言う声あり）、ここで溝辺町長の有村委員から先に発言を求められておりますので、有村委員に発言をお願いしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

ただいま鶴丸会長さんからお許しをいただきましたので、一言お詫びと御礼のごあいさつを申し上げます。私どもの溝辺町議会が去る6月定例議会の最終日、6月23日に突然始良中央地区合併協議会から離脱の決議をいたしましてから、私もあ

らゆる角度からこの修復、解決のために全力を尽くしてまいりましたけれども、なかなか解決のめどが立たないということから、皆様方には1市5町によります始良中央合併協議会を発足をしなければいけない、設置をしなければいけないという羽目になってしまいましたこと、誠に申し訳なく恐縮いたしておるところでございます。その間皆様方のご苦勞に対しまして心よりお詫びを申し上げる次第でございます。おかげさまでようやく**11月21日**に住民投票をする運びとなりました。結果につきましては、ご案内のとおり、大変望ましい結果を得たところでございます。そのことを受けまして今日は早速1市6町の協議会を再開をいただきましたこと、誠に感激にたえません。ありがとうございます。住民投票の結果につきましては、住民の方々が、目先の利害得失にとらわれることなく、子や孫の時代もしっかり睨んでいただきました。沈着冷静なご判断をいただいたというふうに私も心より評価をいたしておるところであります。住民のご判断に敬意を表しているところでございます。その間この協議会員の皆様方本当に側面的なご支援・ご援助をいただいたというふうに存じまして、このことにつきましても心より感謝を申し上げるところでございます。協議会を再開をいただきましたので、私と現在病氣入院中の今吉委員を除きます3名の委員につきましては本日から出席をさせていただきました。議会につきましては、議会代表委員につきましてははいましばらく調整をいたしたいということで欠席をいたしておりますけれども、次回の協議会には必ず一緒に出席できますように私も議会との信頼関係、信頼関係の回復に全力を尽くしてまいりたいというふうに存じますので、どうぞひとつこれからの協議会よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございます。続きまして会議次第第3の諸般の報告に移らせていただきたいと思っております。事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議次第の次のページをご覧くださいと思います。ここに第**28**回までの、**28**回の協議会以降の少しの状況と、それから本日までの経緯について幾つか整理をさせていただきますので、説明いたします。8月の**12**日に第**28**回の協議会を開催いたしましてから以後につきましては、1市6町、いわゆる始良中央地区合併協議会の会議が、8月**26**日に専門部会長、分科会長、これは複合施設棟のこの3階の会議室で開催されております。それから、今ありましたとおり、溝辺町の議会の決議を受けまして9月の**13**日付でもって始良中央地区の合併協議会が休止をいたしておりました。その後**11**月の**21**日には、今ご報告がありましたとおり、溝辺町の住民投票が行われております。これを受けまして私どもといたしましては**11**月の**24**日に始良中央地区合併協議会の第**31**回の幹事会を開催いたしております。内容につきましては、本日これからご説明申し上

げます今後の進め方や再協議が必要な協定項目（10項目でございますけれども）の確認を行いました。そして11月の30日には第32回の幹事会を開く予定にいたしておりまして、この本日説明いたします10項目について1市6町の幹事会として取りまとめを行い、次回の協議会へ提案することにいたしております。以後の協議日程につきましては後ほどまた詳しく説明申し上げることになりますけれども、予定を整理しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。以上、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から諸般の報告について説明がございましたが、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問等がないようですので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4のその他についてでございます。まず、今後の進め方につきまして事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、資料の1ページでございます。4、その他、(1)の今後の協議会の進め方についてを説明させていただきます。11月24日、昨日でございますけれども、溝辺町の参加の下で第31回の幹事会を行ったところでございます。早速分科会、専門部会の調整作業に入っていくということでございますが、実質的には明日から作業に入るということになっております。本日25日第29回の協議会の再開ということでございます。この後再協議が必要な事項について、合併の期日など10件について確認を行っていただきたいということになっております。次回、12月7日（火曜日）でございますけれども、第30回協議会ということでございます。幹事会を経まして本協議の10件を協議してもらうこととなります。本協議が整いますと、最終的に併せまして合併の是非について協議会としての取りまとめを行っていただきたいというふうに考えております。合併の是非につきましては、設置の当初協議をする方法やある程度協議が整った段階でする方法、あるいは協議が整った段階で協議をする方法とがあります。当協議会といたしましてはこの12月7日すべての協議が終わりましたら併せて取りまとめいただきたいというふうに考えております。12月11日（土曜日）でございます。合併調印式を予定いたしております。午後2時から約1時間から1時間半ぐらいの調印式になると思っております。当シビックセンターの多目的ホールで開催したいと思っております。今の考え方といたしまして事前に、8冊ありますので、調印式の中で署名等をするということになれば時間が大分かかりますので、前もっての調印であるとか、立会人署名の署名をしていただきたいということで、委員全員の署名ということを考えております。よろしくお願ひします。調印式が整いましたら、12月13日（月曜日）以降になりますけれども

も、合併関連議案をそれぞれ1市6町で議会の方に提案していただきたいということになります。1市6町すべての議会で議決されましたら、明けまして1月7日（金曜日）までに県知事の方に申請をする予定を立てております。なお、県につきましては3月議会に対応するということになります。以降合併まで、17年の11月までになりますけれども、月1回程度協議会を開催してまいります。合併までに調整する項目などがあります。必要に応じて開催したいというふうに考えております。したがって、協議会委員の皆様方につきましてはそれまで委員として籍を置くということになりますので、よろしくお願いたします。各市町12月議会に提案する合併関連議案につきましては5件、廃置分合申請に関する議案、財産処分に関する議案、議会議員の定数に関する議案、廃置分合に伴う経過措置、議会議員の定数及び農業委員会委員の任期の特例に関する議案、地域審議会の設置に関する議案、この5件を12月の段階では議会に提案するというふうなスケジュールになってまいります。なお、今の段階で調印式の内容につきましてまだすべて決定していない中の考え方を述べるのはどうかと思っておりますけれども、今後出席を予定されている方々の日程調整もあろうかというふうに考えておりますので、出席者の方々につきまして若干読み上げてみたいというふうに考えております。調印式につきましては、出席者、協議会委員の皆さん方全員、それから幹事会の関係、フォーラム委員、1市6町の議会議員の方々、併せて来賓として県知事、県知事につきましては特別立会人ということになります。あと県の関係、それから国会議員の方々、それから県議会議員の方々、それと広く一般傍聴の方々というような考え方を持っております。総勢350人ぐらいの調印というような考え方を持っております。案内等いろいろ事務局の方で作業が出てまいりますので、一応予定している方々につきましては以上のような形を考えておりますということを含めまして説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方より説明がございましたが、これに対しまして何か質問・ご意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問等がないようであれば、今後の進め方については終わらせていただきますが、今、ただいま説明のあったとおり進めてまいりたいと思っております。続きまして再協議が必要な事項につきまして事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、再協議が必要な事項について私の方から説明をさせていただきたいと思っております。資料は協議会資料の2ページでございます。1市6町の協議会の協定項目につきましては、6月10日に51項目すべて協議を整えていただいた経緯がござ

います。今回1市6町の協議会を再開するにあたりましてこの協定項目の一部内容を変更する必要があります。それは二つの要因によるものでございます。その一つが合併の期日の変更でございます。この合併の期日につきましては、今年の5月27日の協議会において平成17年2月14日ということで決定をいただきました。しかし、今回諸般の事情で変更する必要があります。そしてこの合併の期日を変更することにより合併協定項目の内容を変更しなければならない項目がございます。その項目は資料の1番目に記載したとおりで、合併の期日も含めて6件でございます。また、二つ目の要因は文言の修正などその他の理由によるもので、2番目にその項目を記載しております。これが4件でございます。これら10件の変更する協定項目の調整方針案を今後分科会、専門部会、そして幹事会で調整を行い、協議会には、先ほどありましたように、12月7日に提案をさせていただき、そして協議をしていただきたいと考えております。なお、合併の期日の変更案も同日で協議をしていただきますが、1市5町で決めていただいた平成17年11月7日を提案する方針でございます。よって、今後合併の期日の変更に伴う協定項目の専門部会等における協議は、合併の期日を平成17年11月7日という想定で、また、1市5町で承認いただいたものを基本として調整させていただきたいと考えております。それでは、参考ということで1市6町の協定項目の内容で1市5町において変更になった部分をいま一度確認をしてみたいと思います。資料の3ページからでございます。まず、3ページです。一番上、合併の期日、3ページ以降ずっとですけれども、左の方が1市6町の承認事項、そして右側が1市5町での承認事項となっております。まず、合併の期日ですけれども、電算システム等の構築の関係で、1市6町では、先ほど言いましたように、17年の2月14日ということでしたけれども、1市5町では平成17年11月7日というふうに承認していただきました。次の農業委員会から以降ですけれども、ここからは合併期日を変更したことによって調整内容が変わるものでございます。まず、農業委員会です。調整方針は三つございましたけれども、2番目、在任特例の期間が、選挙による委員であった者は、1市6町では17年の7月19日までということになっておりましたけれども、合併の期日を変更することによってこの選挙による委員の在任の期間が18年4月30日までということになって1市5町では承認をいただきました。そしてその下の選挙による委員につきましては、溝辺町の農地の関係等もございまして、1市6町では40人、1市5町では30人ということで決めていただいております。これは法の上限をとっております。そして4ページでございます。地方税の取扱い、ここでは1市6町で8項目承認をいただいております。そのうち1市5町では2番と7番の2項目を変更させていただきました。まず、2番につきましては、法人税についてですけれども、不均一課税期間が、6町では「平成17年度から19年度までの3年間」ということで明記しておりますけれども、1市5町におきましては合併期日が17年11月とい

うことで「合併年度を含む3年間」というふうに表現をさせていただきました。それと7番目の方ですけれども、入湯税の税率につきましては、牧園町の例によるものを、1市6町では「合併後の平成17年度課税分から適用する。」ということで承認いただきましたけれども、1市5町では合併期日の変更によりまして「平成18年4月1日から適用する。」というふうに変更して承認いただいております。続きまして5ページでございます。国民健康保険事業です。1市6町で8項目について承認をいただきましたけれども、1市5町ではそのうちの1番目と4番目を変更して承認をいただいております。まず、1番目ですけれども、国民健康保険税率の統一の年度が「18年度から新市で統一した税率を適用する。」というようなことを調整させていただきました。それが1市5町におきましては1年ずれ込みまして「平成19年度課税分から新市で統一した税率を適用する。」というふうに変わっております。それと左の方、1市6町ですけれども、「資産割課税を廃止した3方式を検討する。」ということであっておりますけれども、1市5町ではこの表現が適切じゃないというようなことで、「資産割課税を廃止した3方式も含め検討する。」というような表現に訂正をしております。それと4番目ですけれども、国民健康保険運営協議会の委員の数の変更を1市6町から1市5町ではやっております。続きまして6ページでございます。納税関係事業、これは前納報奨金、そして納税組合につきましては、1市6町で「合併後の平成17年度から廃止する。」というような表現でしたけれども、1市5町につきましては、どちらも一緒ですけれども、「合併までに廃止する。」というような表現に変更しております。その他事業ということで交通災害共済事業、1市6町におきましては「国分市を除く6町は、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせて新市直轄事業として実施する。」というような表現をしておりましたけれども、ここが時期の明示など表現の変更を行いまして「18年度より新市直轄事業として実施する。」というような表現に変更しております。そして、また、掛金は500円で新市でも変わりはないんですけれども、ここについても1市5町では「18年度より5町の方式に統一する。」というような表現にしております。ここまでが一応合併の期日の変更に伴う調整方針の変更、1市5町では変更をさせていただいております。続きまして7ページでございます。ここからはその他の理由ということで4件でございます。まず、7ページの新市の事務所の位置ですけれども、1市6町での承認事項、三つございますけれども、2番目の方です。「事務所の設置方法は、住民サービスの低下を招かないように当面は総合支所方式として」といううたい方をしておりましたけれども、この「当面」を1市5町におきましては「おおむね10年は総合支所方式とし」というような「当面」を「おおむね10年」に変更しております。続きまして8ページでございます。町名・字名の取扱いですが、1市6町での住民説明会の中で福山町で住民の方々からやはり新市の呼び名が、「霧島市福山」じゃなくて、

やはり「町」という言葉を入れた方がいいんじゃないかというような意見が多かったということで、福山町の方からやはり「霧島市福山町何々」に変えていただきましたという要望がございましたので、提案をいたしまして、1市5町では承認になっております。続きまして最後の9ページですけれども、男女共同参画事業の取扱いというようなことで、1市6町承認事項の中で黒く塗って、太い字で書いてございます。「新市においては男女共同参画基本計画を速やかに策定する。」という表現をしておりますけれども、ここは訂正ということで、この基本計画なるものは国だけが策定するもので、県とか、市町村においては、右側の1市5町に書いておりますけれども、「男女共同参画計画を速やかに策定する。」、「基本」が入らないというようなことでしたので、ここは訂正をさせていただきたいと、1市5町では訂正をさせていただきました。それと最後ですけれども、児童福祉事業、放課後児童クラブについてでございますけれども、1市6町におきましては今**16**箇所放課後児童クラブが設置されております。これはほとんどが、1件を除いて**15**件が公設民営でございます。それで左側の1市6町の所に「保護者負担等については新市において調整する。」というような表現をしてございましたけれども、この「保護者負担等を新市で調整する。」、この部分が適切な表現ではないというようなことで、1市5町におきましては「ただし、単独補助等については新市において調整する。」というような表現の変更しております。一応これらを基本にしながら、明日から分科会、専門部会、そして**11**月の**30**日に幹事会を開いて、**12**月の7日にこの協議会で提案し、そして協議をさせていただきたいと思っております。以上、説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、何か質問・ご意見等ございませんでしょうか。特にないようであれば、ございますので、はい、どうぞ。（「霧島の上村と申します。」と言う声あり）、はい、上村委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（上村 哲也）

今後の進め方についての所で申し上げるべきだったかとは思いますが、まだ、いまだかつてですね市・町民の方で非常にまだ分かりづらいと、この合併の協議会につきまして何だかよく分からないと。協議会においても、行政においても淡々と先に進んでいるんじゃないかと、そのような意見をあちこちで聞くわけでございます。今回の溝辺町の結果がございましたように、我々協議会といたしましてはもうちょっと、市・町民の方々にもうちょっと優しく、分かりやすくこの協議会等でありましたことをご連絡又は説明するのも、今回の結果がありましたとおり、するのが我々の協議会の恩返しじゃないかなと、町民に対しての、市民に対しても恩返しじゃないかなと、そのように感じたところでございます。今後また改めて1市6町で協議会が行われるということは喜ばしいことでもありますけれども、各

市・町民の方々にもうちょっと分かりやすくまた説明等が今後進めていければありがたいなど、そのように感じたところがございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

この協議の状況につきましては、町民の方々にどのような形でお伝えしていくかということも最初の段階で予算化等もしながら進めてきてまいったわけでございます。ご承知のとおり、協議会だよりの発行を当初二月に1回というようなことでも予定をしておりましたが、協議会の状況等をもう少しやはりタイムリーに報告すべきではないかというようなことも踏まえまして月1回の発行に変更させていただきました。それから、ホームページ等におきましても協議会の状況等も掲載しているというところがございます。なかなかそれだけで十分というわけにもまいらないのかなとは思いますが、もしまた皆さん方の方からこのようなこともいいのではないかというようなことがあれば、また、ご提案をいただければ非常にありがたいと思いますが、それから、また、併せまして、1市6町のそれぞれ市報、町の広報等もでございますし、連携できる所はそのような物を活用しながら進めてまいりたいとは思っております。予算を伴うものが生じてまいりますと既定予算の中でのまた対応ということも出てまいります。私の所で今特段に今のお尋ねに対しまして的確なこうやりますということを今持ち合わせておりませんが、是非ともまた皆さんの方からご提言等をいただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

上村委員よろしゅうございますか。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特になければですね、再協議の必要な事項につきましては、説明がございましたように、次回改めて提案し、決定していただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。続きまして委員の皆さんから何かございませんでしょうか。事務局はいかがですか。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、次回の合併協議会の開催日程についてご連絡をさせていただきます。第30回始良中央地区合併協議会は、12月7日（火曜日）午後1時半から国分シビックセンター複合施設棟2階スポーツ施設で開催する予定でございます。この同じシビックセンターに併設されております複合施設棟の2階スポーツ施設でございますので、当日は分かりやすく表示をさせていただきますながら、事務局の者がご案内をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の部分については複合施設は上の方でしょう、ここでなくて。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今、会場が少し分かりにくいかなと思うんですが、駐車場の方から今ブリッジを渡りましてこの2階の方に正面に入ってまいります、すぐ右側の方にもう1棟建っております。ちょうど1階の図書館の上の方のフロアになりますけれども、少し丸い屋根をした部分がございます。道路沿いに建っております。この部分がいわゆるスポーツセンターという形なんですけれども、ちょうどバレーコートが1面取れるフロアになっております。そこを次回の協議会の会場にいたします。したがって、いつもどおりこのホールの所の周辺で受付とか、そういう案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

申し訳ございませんでした。次回の会場資料、開催案内の通知文の中に詳しい地図を挿入してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。失礼いたしました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

前回の説明の中で住民説明会について実施をするというふうに説明を申し上げておりましたけれども、1市5町での住民説明会はそれぞれ実施をしないということになっております。併せて、ただ1市5町の成果品として、前回素案の段階で説明した住民説明資料につきましては成果品として関係の方々にはお配りをしたいということで、次回配付をするということでご理解していただきたいというふうに考えます。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようであれば、本日の議長の役目を終わらせていただきたいと思います。皆様方のご協力誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、以上をもちまして閉会をさせていただきますが、申し訳ございませんけれども、今日の会議資料の中に一部訂正事項がございましたので、ご連絡をして訂正をお願いしたいと思います。会議資料の開いて、1枚開いていただきまして諸般の報告のページでございます。そのページの二つ表がございますけれども、下の方の表の12月7日、これが「木曜日」と表示されておりますけれども、「火曜

日」でございます。「木曜日」が「火曜日」というのが正しい曜日でございます。
よろしく訂正をお願いいたします。すいませんでした。それでは、以上をもちまして第29回始良中央地区合併協議会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時31分」